

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第28号)

平成31年4月17日

徳情個審答申第28号
平成31年4月17日

審査庁
徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 豊永 寛二

徳島市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年8月16日付け行財発第37号により徳島市長から諮問のありました公文書の部分公開決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

徳島市長（以下「処分庁」という。）が行った公文書の部分公開決定（平成30年7月11日付け市環発第260号。以下「本件処分」という。）のうち、公民館の館長、市議会の議員及び県職員の氏名に関する情報並びに発信者の地区名に関する情報を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当である。

第2 事案概要

- 1 審査請求人は、平成30年6月18日付けで処分庁に対し、ごみ処理施設の住民説明会での住民とのやりとり、地元協議会などとの事前打合せに関するやりとりに関するものの公開を求め、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号。以下「条例」という。）第5条に基づく公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- 2 処分庁は、平成30年7月11日付けで、次の表の左欄に掲げる文書を、個人に関する情報であるため条例第7条第2号に該当するとして、右欄に掲げる部分を非公開とする本件処分を行った。

(1) 住民説明会議事要旨(H29.2.19)	発言者の氏名
(2) 住民説明会議事要旨(H29.3.19)	質問状提出者の氏名及び住所
(3) 住民説明会議事要旨(H29.3.20)	発言者の氏名及び発言内容中の個人名
(4) 住民説明会議事要旨(H29.3.22)	発言者の氏名
(5) 住民説明会議事要旨(H29.3.26)	発言者の氏名

(6) 住民説明会議事要旨 (H30. 5. 20)	発言者の氏名及び地区名
(7) 住民説明会議事要旨 (H30. 5. 23)	発言者の氏名
(8) 住民説明会議事要旨 (H30. 5. 25)	発言者の氏名
(9) 議事録 (H29. 4. 10)	地元住民の氏名
(10) 議事録 (H29. 4. 12)	地元住民の氏名
(11) 議事録 (H29. 4. 13)	地元住民の氏名及び発言内容中の 個人名
(12) 飯谷協議会 ごみ施設を考える会 市 長面談議事要旨	地元住民の氏名
(13) 広域ゴミ処理施設についての申入れに 対する回答について	地元住民の氏名
(14) ゴミ施設を考える会申入れに対する回 答持参 議事録	地元住民の氏名及び発言内容中の 個人名
(15) 地元役員及び地権者訪問記録 (H29. 6. 29)	地元住民の氏名及び発言内容中の 個人名
(16) 地元役員及び地権者訪問記録 (H29. 6. 30)	地元住民の氏名
(17) 地元役員訪問記録 (H29. 8. 10)	地元住民の氏名及び発言内容中の 個人名
(18) 地元役員訪問記録 (H29. 8. 16)	地元住民の氏名
(19) 多家良地区代表者近況報告会	地元住民の氏名及び発言内容中の 個人名
(20) 第7回「ごみ施設を考える会」会議 本 市説明内容及び質疑応答概要	地元住民の氏名及び発言内容中の 個人名
(21) 候補地周辺調査(大気、交通量、雨水、 勝浦川、放射能)	地元住民の氏名
(22) 飯谷町協議会役員来庁記録	地元住民の氏名

3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年8月1日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。これにつき、当審査会は平成30年8月16日付けで審査庁から条例第19条第1項に基づく諮問を受けた。

4 当審査会における審査に際し、審査庁に対して決定理由説明書の提出を求めたところ、平成30年8月29日付けで当該文書が提出され、これに対し、審査請求人に意見書の提出を求めたところ、平成30年9月18日付けで当該文書が提出された。

さらに、審査請求人から同日付けで口頭意見陳述の申立てがあったため、平成30年11月27日に、当審査会において口頭意見陳述を行っている。

第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述調書の内容から、概ね次のとおり要約される。

- 1 本件処分により、審査請求人は知る権利を侵害されている。
- 2 飯谷町協議会、公民館長など公的立場の人物の氏名は、個人に関する情報には当たらない。
- 3 徳島市が飯谷地区協議会の会則の改正案まで作成しているにもかかわらず、その協議会の中のゴミ施設を考える会の出席者を公人ではなく私人であるとして氏名を非公開とするのは矛盾している。
- 4 市民の代表として出席している市議の発言は公開すべきである。
- 5 議事内容には、ごみ処理車両のルートなどの大きな問題が含まれるので、条例第7条第2号ただし書イに該当し、当然に公開すべきである。

第4 処分庁の主張の要旨

個人の氏名及び住所並びに住民が限定される地区名は、個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当することから非公開である。

第5 当審査会の判断

1 条例第7条第2号該当性について

- (1) 処分庁は、本件公開請求の対象となった公文書中の地元住民の氏名、質問提出者の氏名及び住所、発信者の氏名及び地区名、並びに発言内容中の個人名について、条例第7条第2号に該当することを理由に非公開としている。

これに対し、審査請求人は、飯谷町協議会、公民館長、市議会の議員など公的立場の人物の氏名は個人に関する情報には当たらず、公開すべきであると主張している。加えて、議事内容にごみ処理車両のルートのことなど重大な事柄が含まれるので、同号ただし書イに該当し公開すべきであるとも主張している。

- (2) 同号本文は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものが記録された文書は非公開とすることを定めているが、個人に関する情報であっても非公開としない例外として、同号ただし書に次のアからウまでの項目を定めている。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 本件処分により、非公開とされた情報のうち、地元住民の氏名、並びに質問提出者の氏名及び住所、発信者の氏名（以下「地元住民の氏名等」と総称する。）については、個人に関する情報に該当し、法令等又は慣行により公にすることが予定されているとも認められないことから同号ただし書アに該当せず、公務員に該当しないことから同号ただし書ウに該当しないことが明らかである。

また、審査請求人は、「ごみ処理車両のルートなどの大きな問題が含まれるので同号ただし書イに該当する」と主張しているが、同号ただし書イは、人の生命、財産等の保護のため公にする必要がある情報を例外的に公開するというものであって、非公開とされている地元住民の氏名等を公開することにより、ごみ処理車両のルートなどの問題がどうなるか判然とせず、人の生命、財産等の保護に必要であるとはいえないことから、当該主張には理由がない。

以上のことから、地元住民の氏名等について、非公開としたことは妥当である。

- (4) 次に、本件処分のうち、発信者の地区名に関する情報は、原則として公開すべきものであるが、当該地区に居住する住民が1人又は1世帯であるなど特殊な事情がある場合は、個人を識別することができるものとして、同号に該当し、処分理由にその旨を付記することにより非公開とされる余地があるものである。

本件においては、そのような特殊な事情があると認められず、特定の個人を識別することができないため、同号でいう個人に関する情報には該当しないことから、公開すべきである。

- (5) また、審査請求人は、協議会の会長、公民館の館長及び市議会の議員の氏名について、公的立場の人物であることを理由として、その氏名を公開すべきと主張しているが、公的立場であることを理由に非公開情報である個人に関する情報を公開すべきとする条例の規定はない。そこで、これらの項目について、同号ただし書アからウのいずれかに該当するかどうか検討する。

ア 協議会の会長の氏名について

協議会は、任意の団体であり、その代表である会長の氏名については、同号ただし書アの「慣行として公にされているもの」に該当するとは認められず、同号ただし書イについても、前記(3)と同様に、生命、財産等の保護のために必要であるとも認められない。また、同号ただし書ウにいう公務員等に当たるとも認められない。これらより、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非公開としたことは妥当である。

イ 公民館の館長、市議会の議員及び県職員の氏名について

公民館の館長は、社会教育法第28条の規定に基づき徳島市教育委員会がその職に任命した者であり、公務員である。また、市議会の議員は、地方公務員法第3条第3項第1号に掲げる特別職の職員に当たり、公務員である。そして、県職員は、徳島県の職員のことであって公務員であることは明らかである。

公務員の職務遂行に係る情報は、公開することによる公益性が高いことから、公開すべきものとされているところ、本件において公民館の館長、市議会の議員及び県職員の氏名は、その議事録に職名とともに記載されていることから、職務遂行の一環として会議に出席したといえ、その氏名は条例第7条第2号ただし書ウに該当し、公開すべきである。

- 2 これらのことから、地元住民の氏名等及び協議会の会長の氏名に関する情報を非公開とした処分庁の決定は妥当であるが、公民館の館長、市議会の議員及び県職員の氏名に関する情報並びに発信者の地区名に関する情報を非公開とした処分庁の決定は妥当でない。

第6 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

《参考1》

審議委員

会 長	豊永 寛二
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 雅美
委 員	永本 能子
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月16日	審査庁から諮問書を受理した。
平成30年 8月20日 (30年度第4回審査会)	概要説明を行った。
平成30年 8月29日	処分庁が決定理由説明書を提出
平成30年 9月18日	審査請求人が意見書を提出
平成30年11月27日 (30年度第6回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述を行った。
平成31年 2月25日 (30年度第9回審査会)	審議及び答申案の検討を行った。
平成31年 3月11日 (30年度第10回審査会)	答申案の検討を行った。
平成31年 3月29日 (30年度第11回審査会)	答申案の検討を行った。
平成31年 4月17日 (31年度第1回審査会)	答申案の検討を行った。